

わかば支援学校同窓会会則

第1章 総 則

- 第 1 条 この会の名称は、わかば支援学校同窓会とする。
- 第 2 条 この会は事務局を、山梨県立わかば支援学校内におく。
- 第 3 条 この会の会員は次のとおりとする。
- 1 正会員 ア わかば支援学校の卒業生
 イ わかば支援学校の卒業生をもつ保護者
 - 2 賛助会員 わかば支援学校に在職する教職員

第2章 目 的 お よ び 事 業

- 第 4 条 この会は、会員相互の親睦・提携をはかると共に社会生活・家庭生活をより豊かに安定させ、心身の健全なる育成をはかることを目的とする。
- 第 5 条 この会の目的を達成するために、次のような事業を行う。
- 1 会員相互の親睦・提携をはかり理解と協力を求める。
 - 2 母校の学校行事に参加協力する。
 - 3 卒業生の生活指導および育成に努める。
 - 4 卒業生の進路に関する支援を行う。
 - 5 その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第3章 役 員

- 第 6 条 この会に次の役員をおく。
- | | | | | | |
|------|-----------|--------|-----|--------|----|
| 1 会長 | 1名 | 2 副会長 | 若干名 | 3 名誉会長 | 1名 |
| 4 顧問 | 若干名 | 5 事務局長 | 1名 | 6 会計 | 1名 |
| 7 理事 | 卒業年度毎に若干名 | 8 監事 | 2名 | | |
- 顧問若干名、会計1名
- 第 7 条 この会の役員の任務は、次のとおりとする。
- 1 会長 会務を総括し、本会を代表する。
 - 2 副会長 会長を助け、会長事故ある時は、その任務を代行する。
 - 3 事務局長 事務を総括する。
 - 4 会計 経理を担当する。
 - 5 理事 理事会を構成し、会務を執行する。
 - 6 監事 会計を鑑査する。
- 第 8 条 役員の選出は、次のとおりとする。
- 1 会長 会員中より理事会で選出し、総会において信任を得た者。
 - 2 副会長 会員中より理事会で選出し、総会において信任を得た者。
 - 3 名誉会長 本校現校長
 - 4 顧問 理事会の推薦を受け、会長が委嘱した者。ただし1名は当該年度のPTA会長とする。
 - 5 事務局長 本校教職員より選出し、会長が委嘱した者。
 - 6 会計 本校教職員より選出し、会長が委嘱した者。
 - 7 理事 卒業年次ごとに、卒業生・保護者より選出し、総会の信任を得た者。
 - 8 監事 理事会において選出し、会長が委嘱した者。
- 第 9 条 会長、理事、監事の任期は2年、副会長の任期は10年とし、再任は妨げない。
- 二 役員に欠員が生じたとき、または業務の遂行が困難になったと役員が認めたとき、これを補充する

ことができる。その場合の任期は前任者の残りの任期とし、会長が委嘱する。

第4章 組 織 ・ 運 営

- 第10条 全ての会議は、会長が招集する。
- 第11条 この会の会議は、総会、理事会、常任役員会とする。
- 二 全ての会議は、出席者の過半数でこれを決する。
- 第12条 総会は本会の最高決議機関であり、会員をもって構成する。
- 二 総会は毎年7月最終日曜に行う。ただし、支障があるときにはこれを変更できる。
- 三 総会は、次の事項を審議し、議決を行う。
- 1 正副会長及び理事の信任
 - 2 会則の変更
 - 3 事業報告及び計画の承認
 - 4 決算及び予算の承認
 - 5 その他、本会の目的達成に必要な事項
- 第13条 理事会は、本会の最高執行機関であり、正副会長、名誉会長、事務局、理事で構成し、会長の要請に応じて顧問が出席できる。
- 二 理事会は、次の事項について審議し決議を行う。
- 1 総会に提案する議案
 - 2 細則の変更
 - 3 総会の委任事項
 - 4 緊急を要する案件の処理に関する総会の代行
 - 5 その他、必要となる会務の処理
- 第14条 常任役員会は、必要に応じ開催するものとし、正副会長、名誉会長、事務局で構成し、会長の要請に応じて顧問または他の役員が出席できる。
- 二 常任役員会は、次の事項について審議する。
- 1 総会及び理事会に提案する事案
 - 2 緊急課題の処理

第5章 会 計

- 第15条 この会の経費は入会金、会報の郵送希望者、賛助会費、寄付金、その他の収入をもってこれをあてる。
- 第16条 この会の入会金、会報の郵送希望者、賛助会費は次のとおりとする。
- 1 入会金（卒業生、保護者を含め一家庭） 3, 0 0 0 円
 - 2 会報の郵送希望者 5 0 0 円
 - 3 賛助会費（入会時のみ徴収） 3, 0 0 0 円
- 第17条 この会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 雑 則

- 第18条 本会則は総会の決議をもって変更することができる。
- 第19条 この会の慶弔は次のとおりとする。
- 1 成人の祝い 記念品を贈る。
 - 2 その他必要に応じて、会長、名誉会長、事務局で別途協議する。
- 第20条 この会則に基づき必要があれば細則を設けることができる。

細 則

- 1 第3条の1でいう「卒業生」とは、わかば支援学校の高等部卒業生とする。ただし、中学部卒業後、高等部へ進学しない生徒については、同窓会への入会について本人と保護者の意志を確認する。また、中学部より進学後高等部中退等の生徒についても、担任も含めて意志を確認する。
- 2 年会費は、現金もしくは郵便振込みで納入する。

附 則

本会則は昭和63年4月1日より実施する。

平成28年7月31日 改正

令和元年7月28日 改正

令和3年6月18日 改正